

ITER ダイバータ高熱負荷試験用
サポートフレームの製作
仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

炉工学基盤研究開発部 プラズマ対向機器開発グループ

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER ダイバータ高熱負荷試験用サポートフレームの製作

1.2 目的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）が製作する ITER ダイバータ外側ターゲット用プラズマ対向ユニット（以下「PFU」という。）の高熱負荷試験に使用するテストフレームを組み立てるためのサポートフレームを製作するものである。

1.3 契約範囲

(1) サポートフレームの製作 7 本

内訳：

- ・ RANK 11 PFU : 1 本
- ・ RANK 12 PFU : 2 本
- ・ RANK 13 PFU : 2 本
- ・ RANK 21 PFU : 1 本
- ・ RANK 22 PFU : 1 本

(2) 提出図書作成

1.4 実施場所

受注者施設

1.5 提出図書

1.5.1 提出図書の要求事項

提出図書の要求を以下に記す。

- (1) 提出図書は CD 又は DVD の記録媒体で提出すること。ただし、再委託承諾書は紙媒体で提出すること。
- (2) 提出図書は和文とすること。
- (3) 本契約に基づいて提出する図書は表 1 のとおり。なお、表紙には表題、契約件名、契約番号、契約者名を明記すること。

1.5.2 提出図書の確認方法

提出図書の確認方法を以下に記す。

- (1) 受注者から QST へ確認図書（電子版）を電子メール等で提出する。
- (2) 再委託承諾願以外の提出図書は、提出後 10 暦日以内までに確認を完了し、修正を指示する場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、確認したものとする。ただし、再委託承諾願は QST が確認後、書面にて回答する。
- (3) QST の確認後、CD 又は DVD の記録媒体で提出すること。

表 1 提出図書

名称	提出時期	確認の 要/不要
確認図	製作開始前	要
製作・検査要領書	製作開始前	要
完成図	製作完了後速やかに	要
製作・検査報告書	製作完了後速やかに	要
打合せ議事録	打合せ後速やかに	要
再委託承諾願 (QST 指定様式)	作業開始 2 週間前 ※下請負等がある場合 に提出すること	要

1.6 納入場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 第 1 工学試験棟

1.7 検査条件

2 章 1 項に示す製作の完了、1 章 5 項に示す提出図書の納入並びに本仕様の要求を満足すると QST が認めたことをもって検査合格とする。

1.8 納期

2027 年 3 月 12 日（金）

1.9 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとすること。

1.10 適用法規・規格基準

本件に関しては国内の法令、規格・基準に適宜準拠すること。

1.11 知的財産権等

1.11.1 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.11.2 技術情報の取扱い

受注者は本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならないものとする。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要性が生じた場合は、QST 担当者と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供するものとする。

1.12 グリーン購入法の促進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.13 打合せ及び立会い

- (1) QST と受注者は、常に緊密な連絡を保ち、本仕様の解釈及び作業に万全を期すものとする。
また、必要に応じて適宜打合せを行うものとし、QST 又は受注者の施設等において打合せを実施する。なお、日時については協議の上、QST 担当者の指示に従うこと。打合せの形態は、テレビ会議、電話会議も含めるとする。
- (2) QST からの質問には速やかに回答すること。
- (3) 本契約に基づく作業には、QST は随時立会いできるものとする。
- (4) QST が、前項に定める立会いを希望する場合は、受注者へ事前に連絡し、合意をもって実施するものとする。

1.14 一般責任事項

- (1) 本件に関わる全ての工程に関して、十分な品質管理を行うこととする。
- (2) 受注者は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1 サポートフレームの製作

- (1) サポートフレームは別紙-2 に示す通りとする。
- (2) サポートフレームの材質はオーステナイト系ステンレス鋼である SUS304 とする。
- (3) 添付図において公差に関して特に指定がない限り、寸法公差は ISO 2768-1 の"e"を適用すること。
- (4) サポートフレームは、粗加工後、応力除去のための熱処理を実施すること。
- (5) サポートフレームの洗浄に関して、下記項目を順守すること。
 - ①製作作業及び洗浄作業中において、冷却管内部の異物を取り除くよう特に注意すること。
 - ②本部品は真空中で使用されるため、表面や穴の中に油性分が残留していないこと。
 - ③洗浄後の組み立て時などは、粉無し手袋を使用し、油脂の付着等に十分に注意して実施すること。
 - ④最終的な洗浄工程では、本件にかかる製作物の表面状態や材料の特性あるいは冶金的組織を損なうことがないように配慮すること。
 - ⑤洗浄作業では、真空環境に悪影響を与えるような薬剤等を使用してはならない。
 - ⑥最終出荷時における酸化防止剤等の塗布は許可しない。
 - ⑦製品の外面は、脱脂洗浄すること。
 - ⑧酸洗後に追加加工する場合、水溶性の加工液を使用すること。
- (6) 納入品に対して、外観・員数検査及び寸法検査を行うこと。
 - ①外観・員数検査:
 - (i)最終製品の表面状態は、目視可能な酸化物、欠け、ラップ（圧延時に生じやすい皮膜の重なり）、亀裂、シム（継ぎ目や筋傷）、突起部、傷、介在物や他の欠陥等が存在してはならない。
 - (ii)全表面や穴の中に目視可能な残留がないこと。
 - (iii)仕様で求められる員数が存在するかを確認すること。
 - ②寸法検査：確認図のとおり製作されていることを確認すること。
- (7) 納入の際、納品物の表面に雨水、オイルやグリース等の油脂成分が付着しないように梱包すること。包装において、容易にそれぞれの納品物を識別可能にするため、包装材表面には、ラベル貼付によるマーク等を施すことにより、識別可能なようにすること。

2.2 提出図書作成

以下(1)～(4)に示す提出図書については、以下の項目を含むものとする。

(1) 確認図

別紙-2 に従い、サポートフレームの寸法、公差、材質等が記載されていること。

(2) 製作・検査要領書

以下の内容を含むこと。使用する機器、副資材についても記載すること。

- ・加工要領
- ・熱処理条件

- ・洗淨要領
- ・外観・員数検査要領
- ・寸法検査要領
- ・梱包要領

(3) 完成図

確認図に実測寸法を記入して完成図とすること。

(4) 製作・検査報告書

製作・検査要領書に対応する項目について結果を記載すること。

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
- 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
- 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
- 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。
 - イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研

究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社に変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告し

なければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

（委任・下請負）

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

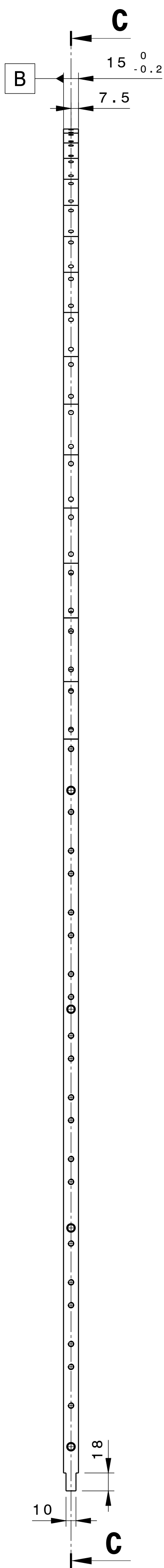
（協議）

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

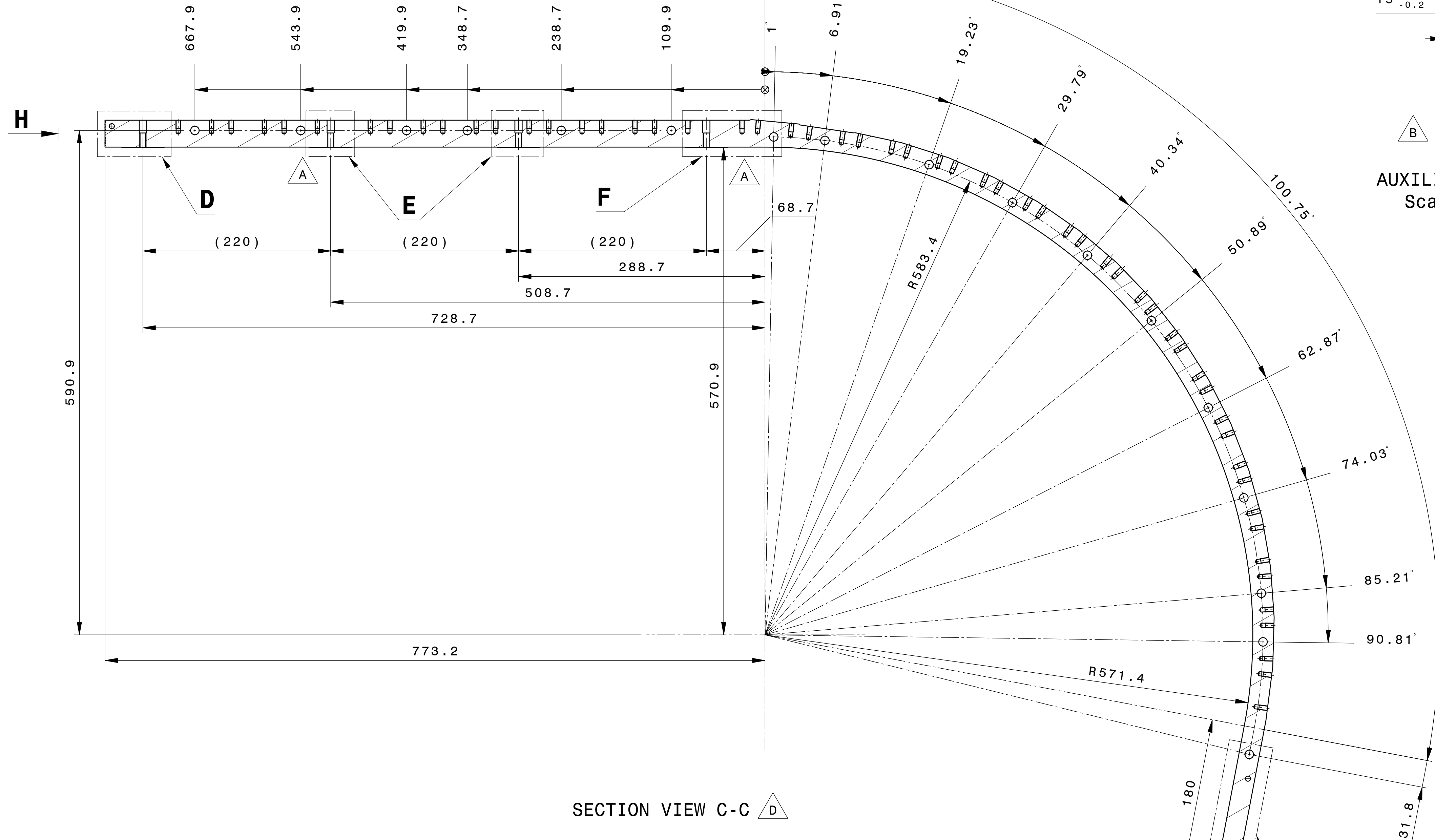
（有効期間）

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

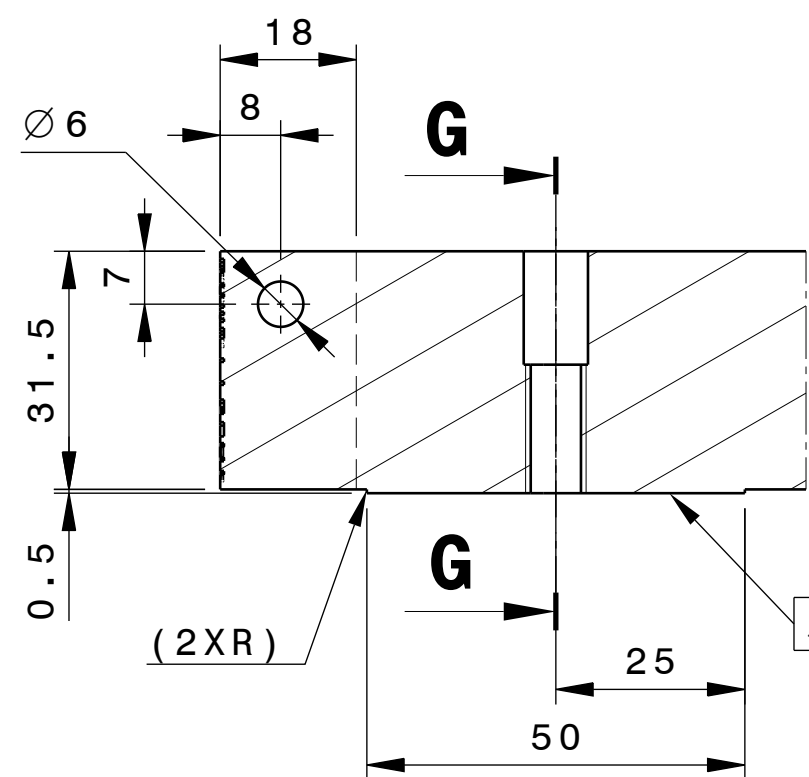
以上



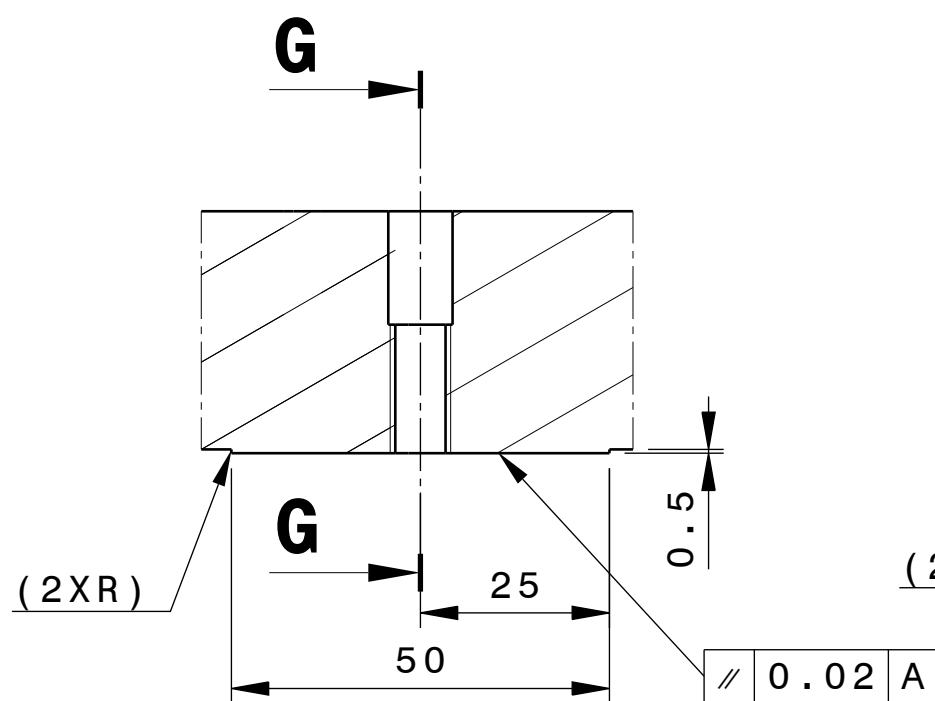
FRONT VIEW



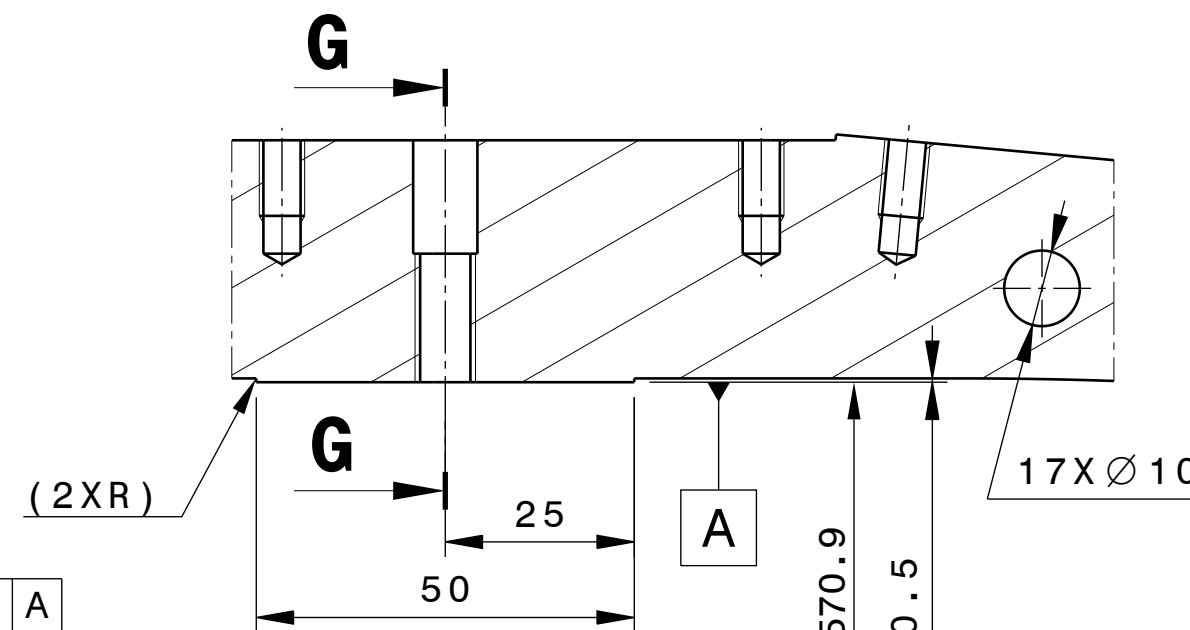
SECTION VIEW C-C



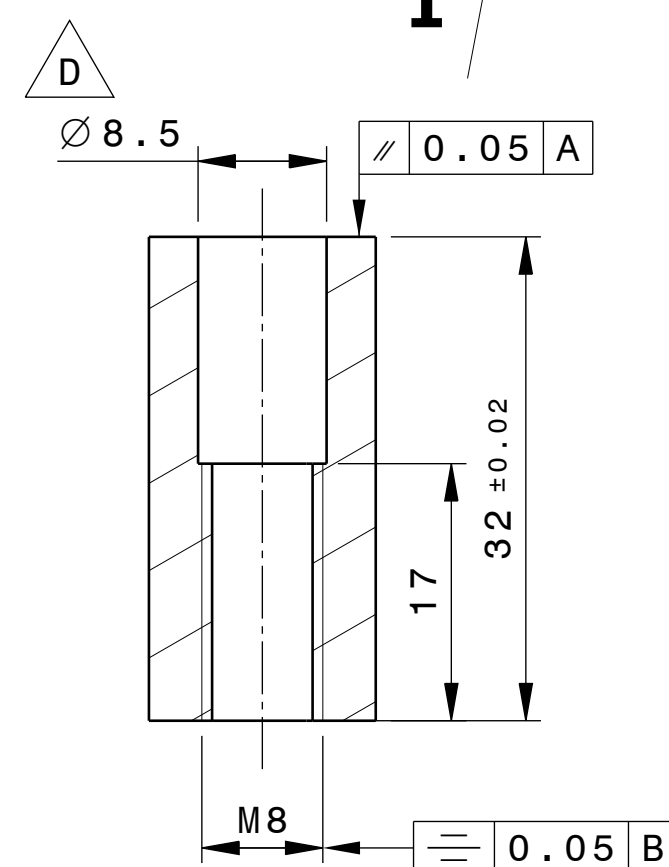
DETAIL D
Scale: 1:1



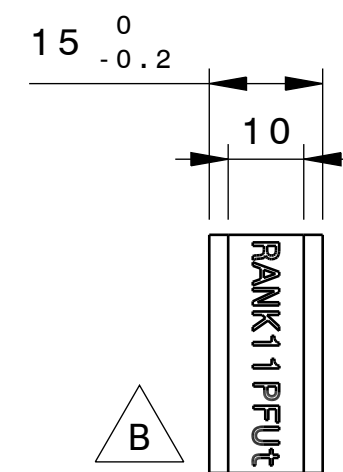
DETAIL E
Scale: 1:1



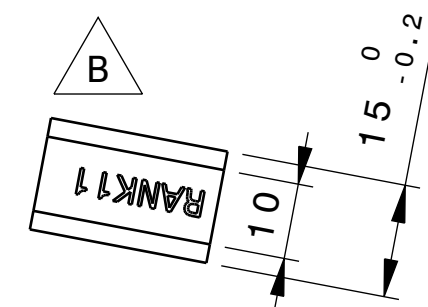
DETAIL F
Scale: 1:1



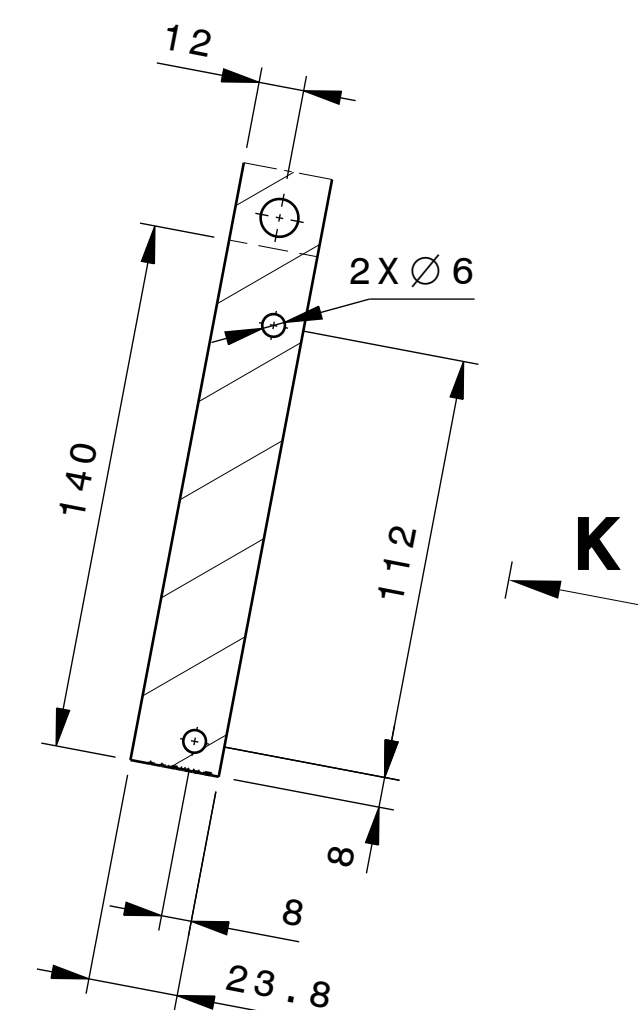
SECTION VIEW G-G



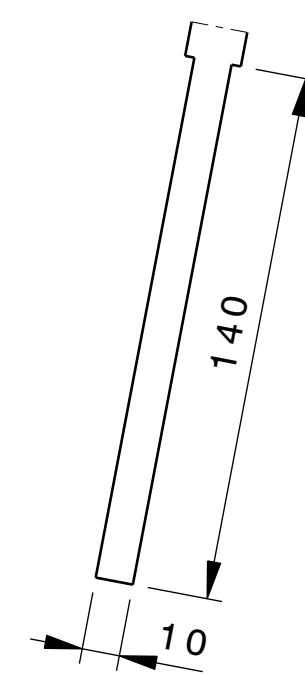
AUXILIARY VIEW H
Scale: 1:1



AUXILIARY VIEW I
Scale: 1:1



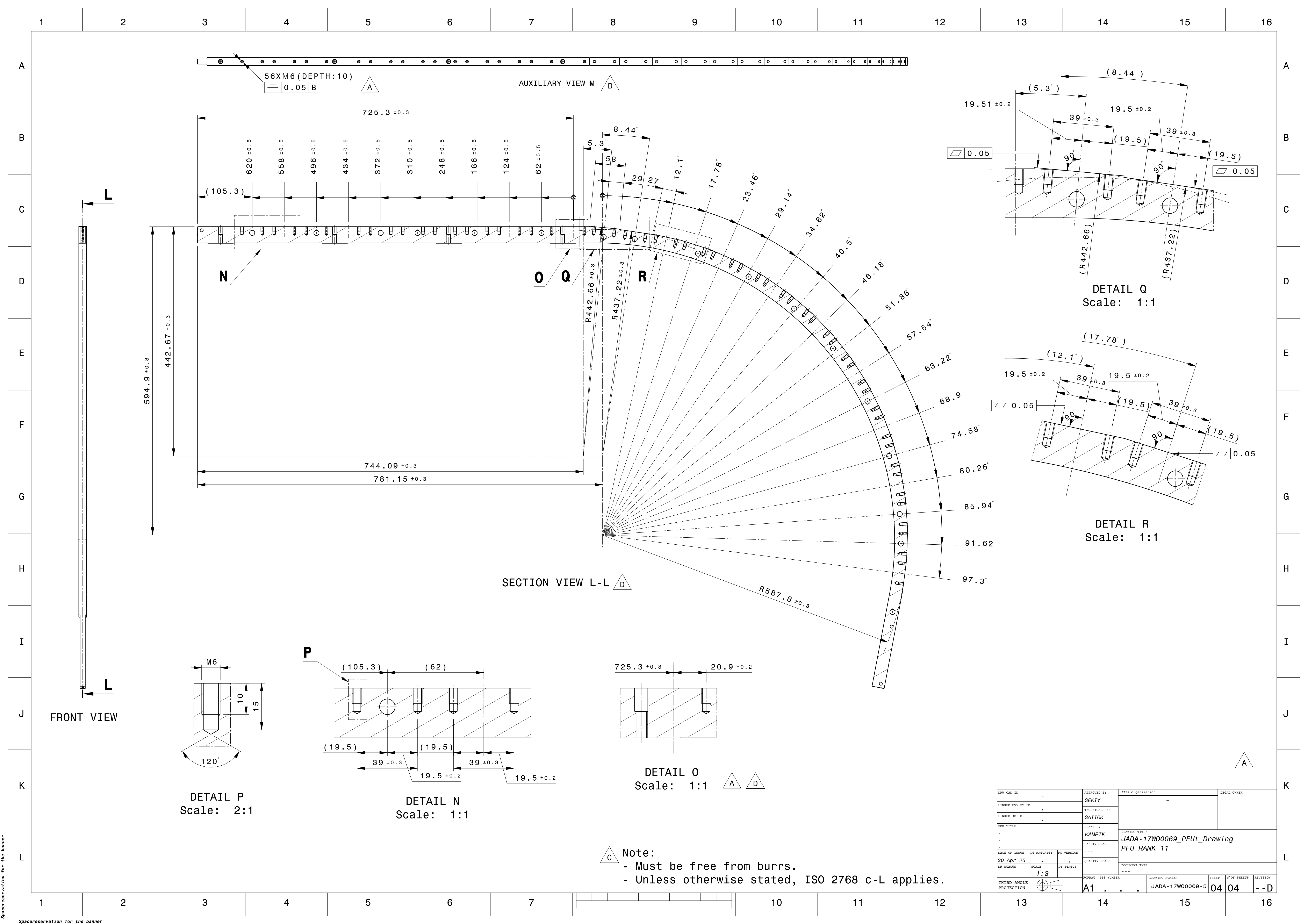
DETAIL J
Scale: 1:2

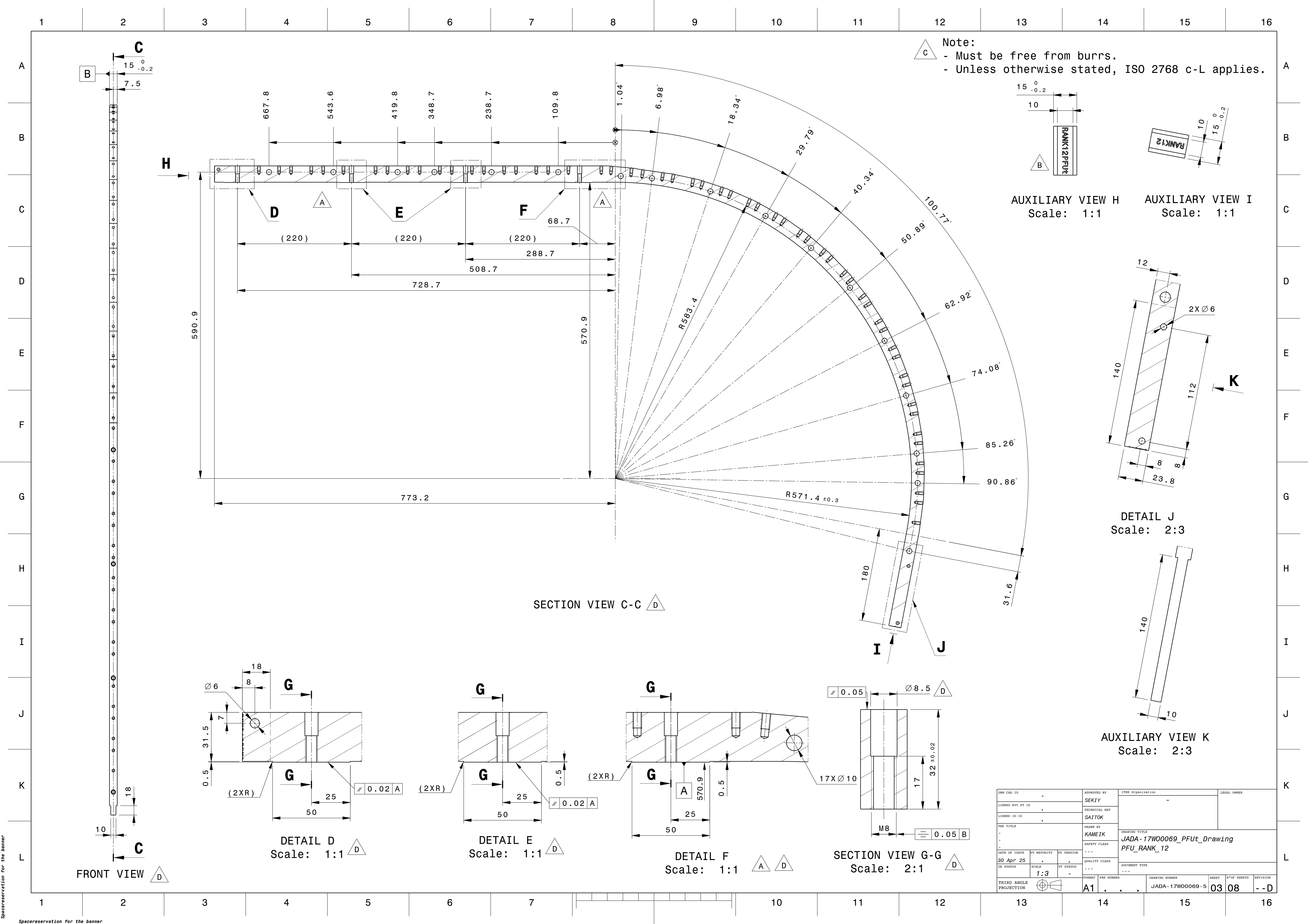


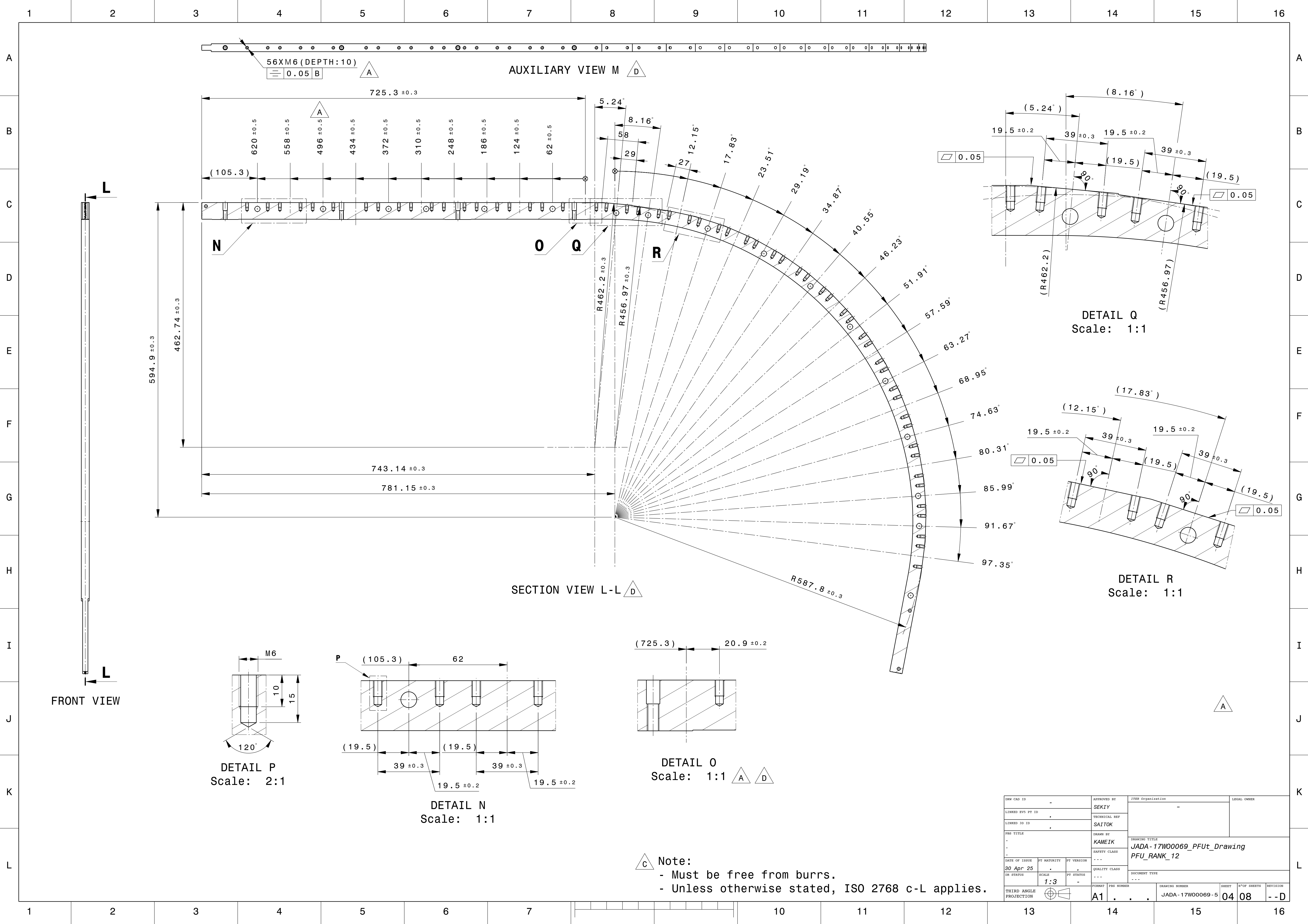
AUXILIARY VIEW K
Scale: 1:2

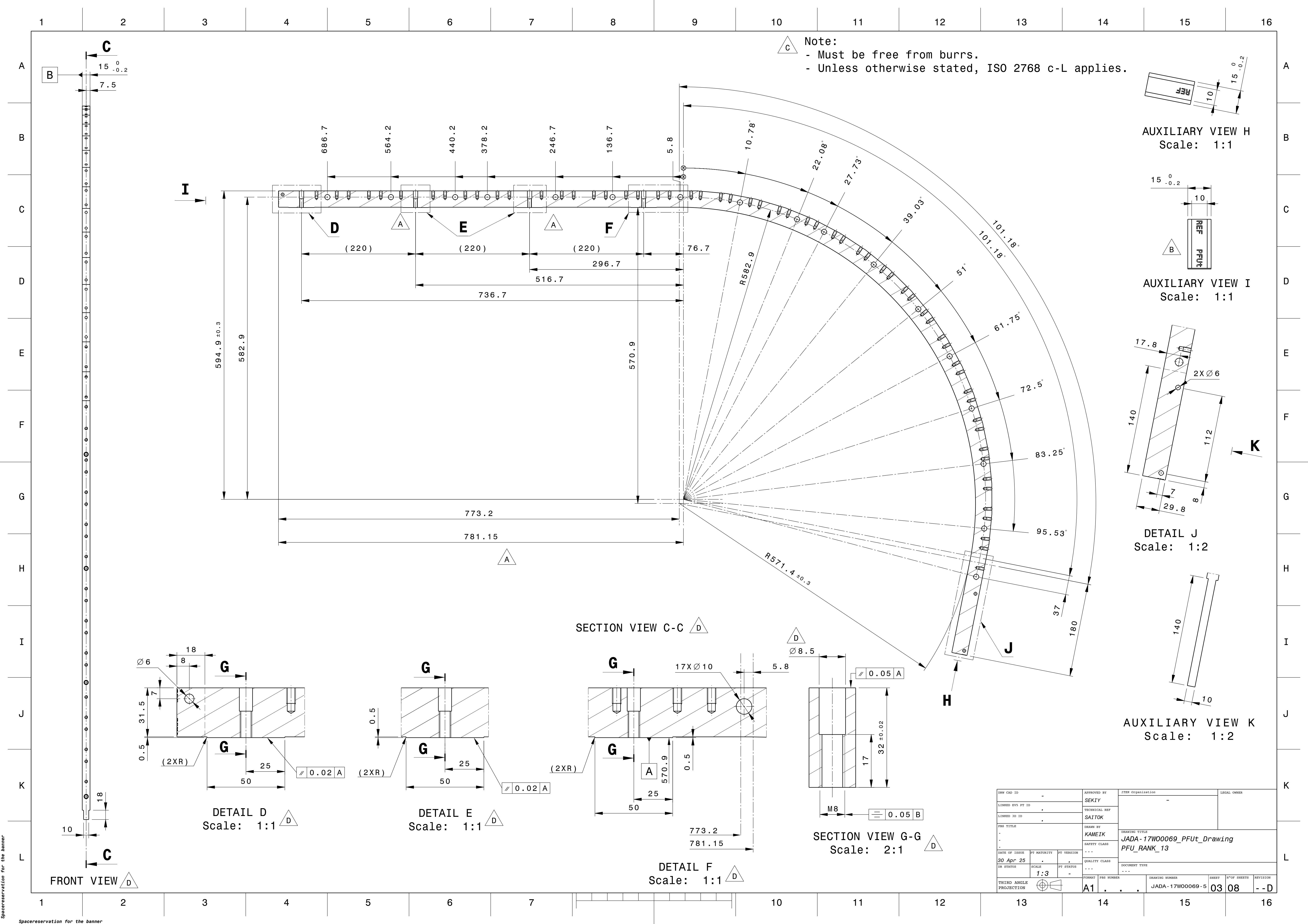
DRW CAD ID	-	APPROVED BY	ITER Organization		LEGAL OWNER
LINKED RVS PT ID	-	TECHNICAL REF	-		
LINKED 3D ID	-	SAITOK			
PBS TITLE	-	DRW BY	KAMEIK		
-	-	SAFETY CLASS	JADA-17W00069_PFUt_Drawing		
-	-	QUALITY CLASS	PFU_RANK_11		
DATE OF ISSUE	PT MATURITY	PT VERSION	DOCUMENT TYPE		
30 Apr 25	-	-	---		
DR STATUS	SCALE	PT STATUS	FORMAT	PBS NUMBER	DRAWING NUMBER
-	1:3	-	A1	-	JADA-17W00069-5
THIRD ANGLE PROJECTION			SHEET	N° OF SHEETS	REVISION
			03	04	--D

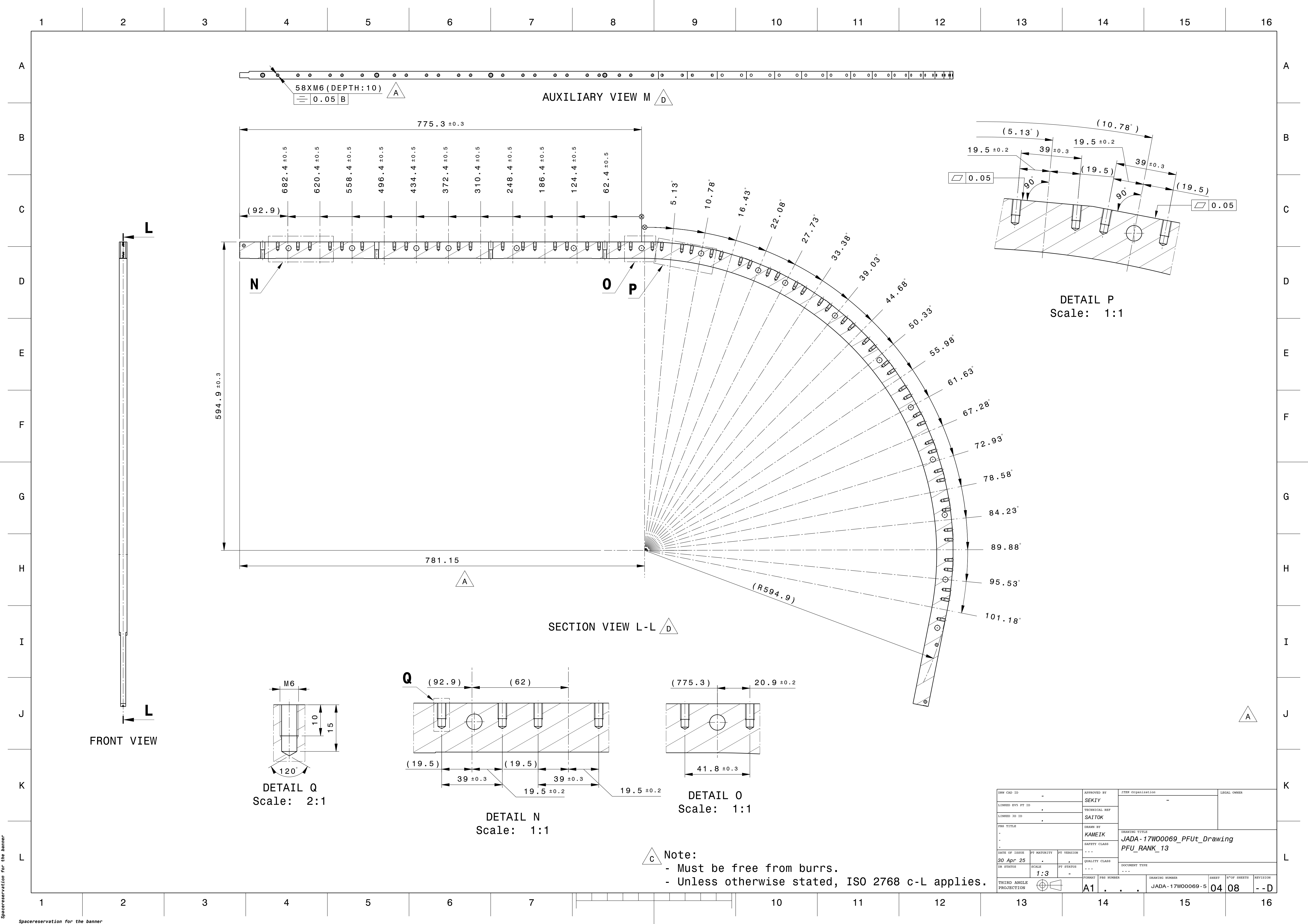
Note:
- Must be free from burrs.
- Unless otherwise stated, ISO 2768 c-L applies.

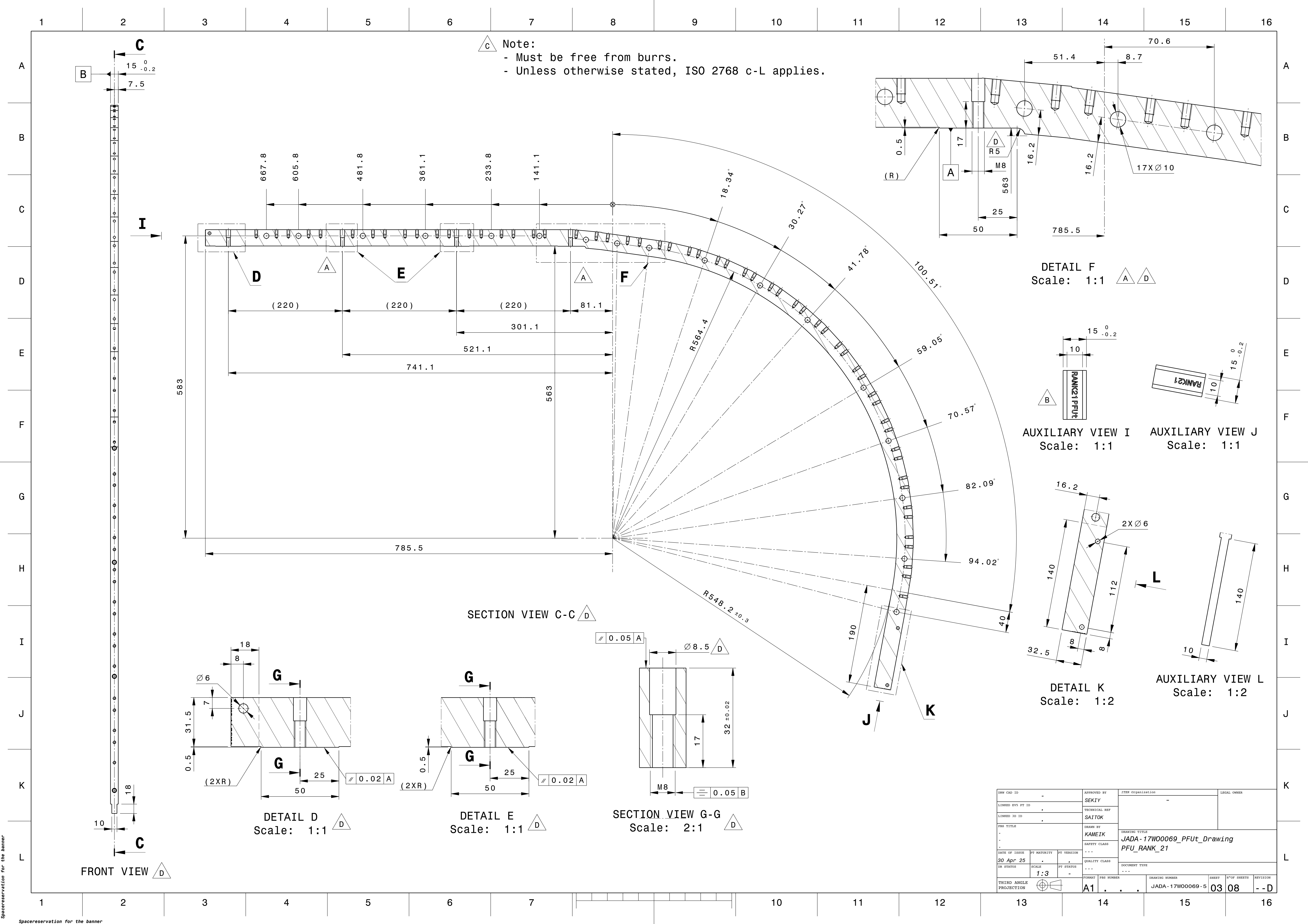












Note:
- Must be free from burrs.
- Unless otherwise stated, ISO 2768 c-L applies.

DETAIL F
Scale: 1:1

AUXILIARY VIEW I
Scale: 1:1

AUXILIARY VIEW J
Scale: 1:1

DETAIL K
Scale: 1:2

AUXILIARY VIEW L
Scale: 1:2

SECTION VIEW C-C

SECTION VIEW G-G
Scale: 2:1

DETAIL D
Scale: 1:1

DETAIL E
Scale: 1:1

DRW CAD ID	-	APPROVED BY	SEKIY	ITER Organization	LEGAL OWNER
LINKED RVS PT ID	-	TECHNICAL REF	SAITOK	-	-
LINKED 3D ID	-	SAITOK	-	-	-
PBS TITLE	-	DRW BY	KAMEIK	DRAWING TITLE	JADA-17W00069_PFut_Drawing
-	-	SAFETY CLASS	---	PFU_RANK_21	-
DATE OF ISSUE	30 Apr 25	PT MATURITY	-	QUALITY CLASS	---
DR STATUS	1:3	PT STATUS	-	DOCUMENT TYPE	---
THIRD ANGLE PROJECTION		FORMAT	A1	PBS NUMBER	JADA-17W00069-5
		DRAWING NUMBER	03	SHEET	08
		N° OF SHEETS	-	REVISION	-

